

## 「手話言語・コミュニケーション条例」普及啓発等事業について

|   |  |
|---|--|
| <p><b>■目的</b><br/>平成29年4月施行予定の「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」に関して、市民等への手話の普及啓発や障害者のコミュニケーション手段の利用促進を図る。</p>  | <p><b>■平成29年度 予算要求</b><br/>・当初予算要求額 5,013千円<br/>・予算要求内容 手話通訳者・要約筆記者等謝礼金、シンポジウム等開催費、ポスター・パンフレット作成費、筆談ボード等購入費 等</p>  |
| <p><b>■背景</b><br/>・「障害者基本法」(平成23年8月改正)及び「障害者の権利に関する条約」(平成26年1月批准)において「手話が言語であること」、「障害者の情報取得とコミュニケーション手段の利用機会の確保」が規定されている。<br/>・第4次堺市障害者長期計画において情報提供の充実における施策の取組方向として①全ての障害者への情報提供の保障、②視覚・聴覚障害者への情報支援機能の充実、③コミュニケーション支援を担う人材の育成を定めている。</p> | <p><b>■事業概要</b><br/><b>○市民等への手話の普及啓発や障害者のコミュニケーション手段の利用促進を図るための取組を行う。</b><br/>1. 情報保障の充実のため市長記者会見動画の手話、字幕化<br/>2. 手話の理解促進のため手話講座の開催(市民対象、職員対象)<br/>3. 広く市民等に啓発するためシンポジウムの開催、啓発用ポスター、パンフレット等の発行<br/>4. 多様なコミュニケーション手段の利用促進のため市民窓口に筆談ボード、コミュニケーションボード等の設置 など</p> |
| <p><b>■今後の方向性</b><br/>・条例制定に伴い、手話を普及し、障害者のコミュニケーション手段の利用を促進するための施策を推進する。<br/>・具体的な方針である「施策の推進方針」を定め、実効性のある取組を進めていく。<br/><b>○施策の推進方針</b><br/>施策の推進方針は、障害者長期計画や障害福祉計画と調和のとれたものとし、策定の際には、障害当事者や外部有識者等から意見を聴取する。</p>                          | <p><b>■スケジュール</b><br/><b>【平成29年度】</b><br/>・4月 条例施行<br/>・施策の推進方針の策定(障害当事者・外部有識者等から意見聴取)<br/>・施策の実施<br/><br/><b>【平成30年度】</b><br/>・施策の実施状況の確認(障害当事者・外部有識者等から意見聴取)</p>   |

### 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例

- ◆手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話の理解と普及を図るとともに、手話だけでなく多様なコミュニケーション手段を広く普及し、幅広く障害者の情報取得やコミュニケーション手段の利用促進を図ることにより、障害のある人もない人も互いを尊重し、共に生きる社会を実現するためことを目的とする